

## 第2期大船渡市耐震改修促進計画【概要版】

### 『序章』 はじめに (P.1～2)

- 計画策定の趣旨
  - ✓ 地震による倒壊等の被害から市民等の安全を確保することを目的として、第2期計画を策定するもの。
- 計画の性格
  - ✓ 耐震改修促進法第6条及び第3期岩手県耐震改修促進計画に基づき策定、当市の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針
  - ✓ 大船渡市地域防災計画及び大船渡市国土強靱化地域計画を上位計画とし、大船渡市公共施設等総合管理計画との整合を図る計画として位置づけ
- 計画の期間
 

令和3年度から令和12年度までの10年間

### 『第1章』 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 (P.4～7)

- 現状と課題
 

これまでの取組により、耐震化率が住宅では56%から81%に、市有建築物（多数の者が利用する建築物）では47%から100%に向上した。より一層の安全性の向上を目指し、耐震化を進めていく必要がある。
- 耐震化率の目標

用途等	令和2年度(現状)	令和12年度(目標)
住宅	81%	94%
市有建築物(多数の者が利用する建築物)	100%	全て耐震化率100%を達成していることから、引き続き適切な維持管理に努める。
市営住宅	100%	
市立学校・市有体育施設	100%	
市庁舎・集会場	100%	
社会福祉施設	100%	
市有建築物(防災拠点施設・避難施設)	88%	100%
地区本部施設(防災拠点施設)	72%	100%
避難施設	93%	100%

### 『第2章』 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 (P.8～12)

- 各主体の役割分担
  - ✓ 所有者等 自ら耐震化に取り組む
  - ✓ 県 市町村の取組への支援、住民・市町村への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施
  - ✓ 市 所有者等への働きかけ、所有者等の取組への支援、市有施設の耐震化の率先実施
  - ✓ 建築関係団体 普及・啓発や相談対応
- 市の施策
  - 〔方針1〕 民間建築物等に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
    - ・木造住宅の耐震化への支援の強化
    - ・ブロック塀等の安全確保対策への助成
  - 〔方針2〕 耐震対策に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発
    - ・耐震対策推進のための組織づくり
    - ・住民への情報提供・耐震対策の普及啓発事業の実施
  - 〔方針3〕 市有施設の耐震化率向上の率先実施等
    - ・災害時に拠点となる地区本部施設及び避難施設の耐震診断・耐震改修の率先実施
  - 〔方針4〕 地震等の災害時における建築物の総合的な安全対策の推進
    - ・地震時における緊急輸送道路の確保
    - ・ブロック塀の安全対策
    - ・窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策
    - ・土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策

### 『第3章』 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 (P.13)

- 関係団体による協議会等への参画
  - ✓ 『岩手県耐震改修促進協議会』  
県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会に参加し、耐震化を促進
- 耐震改修促進法・建築基準法による指導への協力
  - ✓ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づき、所管行政庁である県が指導等を行うべき対象建築物については、指導等に際し当市に要請がある場合には、これに協力する。
  - ✓ 民間建築物の県による指導は、防災週間等で一緒に行う場合が多いことから、当市ではこの指導や普及啓発活動に協力する。